

京都議定書目標達成計画の進捗状況

平成19年5月29日
地球温暖化対策推進本部

1. 主要な対策・施策の実施状況

(1) 主な新規・拡充施策

○ 環境配慮契約法の制定

平成19年の通常国会において、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るため、国等の責務を明らかにするとともに、電気供給、物品購入、省エネルギー改修事業、建築物等に係る契約の推進に関する基本方針を定めること等を内容とする環境配慮契約法が制定された。

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の制定

平成19年の通常国会において、地域公共交通の活性化・再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的・一体的かつ効率的に推進し、環境への負荷の少ない公共交通機関の利用促進を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が制定された。

○ トップランナー基準の強化

平成18年9月、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫に関して、平成22年度を目標年度とする新たなトップランナー基準（省エネ基準）を策定し施行した。また、乗用自動車、貨物自動車についても、平成27年度を目標年度とする新たな燃費基準をトップランナー方式に基づき取りまとめた（平成19年7月施行予定）。

○ 統一省エネラベル等の開始

平成18年4月に施行した改正省エネルギー法に基づき、多段階評価（五つ星）に基づく「統一省エネラベル」等による小売事業者による情報提供が18年10月から開始された。

○ 輸送分野における省エネルギー対策の推進

平成18年4月に施行した改正省エネルギー法に基づき、平成18年度においては、641の輸送事業者を特定輸送事業者として指定し、省エネルギー計画等の提出を義務づけた。荷主については、届出を受け、今後、特定荷主として指定し、省エネルギー計画等の提出を求めるとしている。

○ 算定・報告・公表制度による温室効果ガス排出量の報告の開始

事業者の自主的な排出削減対策を促進していく基盤を確立することとする

算定・報告・公表制度について、平成18年4月から施行し、事業者による温室効果ガス排出量の算定が開始され、平成19年4月から国への報告が開始された。

- 京都メカニズムクレジットの割当量口座簿の整備等
地球温暖化対策推進法に基づき、我が国の温室効果ガス排出枠を管理するための割当量口座簿を整備し、気候変動枠組条約事務局による審査を受けるとともに、その運用を開始し、法人の管理口座の開設が開始された。
- 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)に基づく対象範囲等の見直し
総合エネルギー調査会新エネルギー部会の議論を踏まえ、平成19年3月には、RPS法の水力発電の対象範囲等の見直しを行った。
- 新・政府実行計画の策定
地球温暖化対策推進法及び京都議定書目標達成計画に基づき、政府の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減等を図るため、平成19年度～24年度を計画期間とし、政府全体で平成22年度～24年度の平均で平成13年度比8%削減することを目標とし、率先的な取組を行うこと等を内容とする政府実行計画を策定した。
- 自主行動計画の目標の引き上げとCO₂排出量面の評価等
産業界の自主行動計画について、関係審議会が行った平成18年度のフォローアップにおいて、初めて本格的に8業種が目標引き上げを実施するとともに、従来からの目標達成・未達成のみならず、CO₂排出量の増減を評価するなどのきめ細かな評価を行った。今後の課題として、排出量が大幅に増加している業務・運輸部門対策の重要性にかんがみ、サービス分野（学校・病院を含む）への適用拡大など自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等を提言した。これらを踏まえ、情報サービス業、リース業、家電量販店において、自主行動計画を策定すること等を決定した。
- 物流のグリーン化
「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じて行う荷主企業と物流事業者の協働によるCO₂排出量削減への取組に対する支援を拡充し、平成18年度からは先進的な取組を拡大させるための普及事業を、平成19年度からはプロジェクト創成のための問題点、対応策等の調査を行うソフト支援事業を創設した。
- 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大
関係府省からなる「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において決定し、平成19年2月に総理へ報告した「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」に基づき、国産バイオ燃料の大規模実証事業、稲わらや木材等のセルロース系原料や資源作物全体から高効率にバイオエタノールを生産できる技術の開発等により、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を図ることとした。

○ 美しい森林づくり推進国民運動の推進

6年間で330万haの間伐の適切な実施、広葉樹等多様な森林づくりの推進を目標とした「美しい森林づくり推進国民運動」を推進するため、19年2月に関係閣僚会合を開催し、運動の基本の方針を了承するとともに、今後、政府一体となった取組を推進することを確認した。

(2) その他の施策の実施状況

その他の施策の実施状況は、別紙2の各様式のとおり。

2. 対策の進捗状況について

○ 我が国の温室効果ガスの総排出量は、2005年度で基準年比7.8%増加している。2005年度から2010年度にかけて、目標達成計画の策定時における部門別の目安となる目標の達成のためには、2005年度比で、それぞれ、産業部門（基準年における総排出量に占める割合：38%）-4.5%、業務その他部門（同割合：13%）-30.6%、家庭部門（同割合：10%）-21.4%、運輸部門（同割合：17%）-2.7%、エネルギー転換部門（同割合：5%）-12.1%などの削減が必要となっている。

また、森林吸収量については、平成19年度から、6年間にわたり毎年20万haの森林を追加整備する必要があり、平成19年度において、平成18年度補正予算と併せ、23万haの追加整備に必要な予算が計上されたところであるが、基準年比で3.8%分の確保に向けて、引き続き森林整備等の推進が必要な状況である。

さらに、京都メカニズムの活用については、平成18年度において、638万t-CO₂分のクレジットを取得する契約を結んだところであり、引き続き、補足性の原則を踏まえつつクレジット取得を進めることが必要である。

※排出状況の詳細については別紙1を参照

○ このような状況を踏まえ、今回の点検に当たっては、各対策について、2002年度から2005年度までの排出削減量（その量が特に多いものに限る。）及び計画に掲げられた対策評価指標の実績の把握を行うとともに、その実績の推移等を踏まえ、2010年度における見通しについては、前提条件の置き方等により見込みに不確実性が生じる場合には、最も蓋然性が高い見込み値とともに、可能な限り、最小値又は最大値を見通した値を把握することとした。

○ その結果、目標達成計画の策定時における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られ、京都議定書の約束期間の開始を来年に控えていることにかんがみれば、対策の進捗は極めて厳しい状況にあるといえる。

3. まとめ

- 目標達成計画に示された対策・施策には、平成17年度から更に進展・具体化されているものも見られ、我が国の地球温暖化対策は前進しているといえるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、対策の進捗は極めて厳しい状況にある。また、マクロ経済情勢についても、今後の精査が必要であるものの、経済成長率見通しの上方修正等、排出量増加につながる要因も見られるところである。これらを踏まえれば、抜本的な対応を早急に検討する必要がある。
- したがって、以下に掲げるような対策をはじめとして、各部門、ガス種において、過去の進捗が見込みと較べ十分とは言えない対策の加速化を図るため、また、更なる削減の可能性が見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する必要がある。
 - － 業務部門・家庭部門における住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上やエネルギー管理の促進、省エネルギー機器の一層の普及促進に向けた施策の強化、
 - － 燃費性能の優れた自動車の一層の開発・普及に向けた施策、交通流対策などの運輸部門の排出削減対策の強化、
 - － 自主行動計画について、サービス業を中心とした未策定業種に対する策定の働きかけ・目標の定量化の促進や目標引き上げの促進など同計画の深掘りや対象範囲の拡大等、目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上、CO₂排出量の削減を一層意識した取組の推進
 - － 中小企業等における排出削減対策の強化
 - － 原子力の推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減
 - － 新エネルギー（バイオマス熱利用・太陽光発電等）の導入の加速化に向けた施策の強化、
 - － ノンフロン製品の普及促進や法律に基づく回収の着実な実施など、オゾン層破壊物質からの代替が進むことにより今後増加が予想されている代替フロンの排出抑制に向けた施策の強化、
 - － ビジネススタイル・ライフスタイルの変革に向けた事業者や国民の具体的な行動を促進する国民運動の強化
- 本年度に行う計画の定量的な評価・見直しにおいては、このような認識を踏まえ、また、マクロ経済情勢の変化等も勘案しつつ、これまでの対策効果や今後の削減見通しに関するデータの一層の精査を行うとともに厳格な評価を行い、上に掲げた対策を含め、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、本年度中に改訂計画を決定し、6%削減約束の達成に確実を期す必要がある。